

市第76号議案

福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

次のように福祉保健活動拠点の指定管理者を指定する。

平成26年9月3日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市青葉区福祉保健活動拠点	青葉区市ケ尾町 1,169番地の22	社会福祉法人横浜市青葉区社会福祉協議会 会長 中西 武夫	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市青葉区福祉保健活動拠点の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）